

令和8年 1月29日から

令和8年 1月29日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和8年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（1月29日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
報告第1号 専決処分した事件の承認について	4
議案第1号 公益的法人等への標茶町職員の派遣等に関する条例の制定について	6
陳情第1号 磯分内プールの存続を求める陳情	11
閉議の宣告	11
閉会の宣告	11

令和8年第1回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和8年1月29日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 議案第 1号 公益的法人等への標茶町職員の派遣等に関する条例の制定について
- 第 6 陳情第 1号 磯分内プールの存続を求める陳情

○出席議員（10名）

1番 深見 迪 君	2番 櫻井 一隆 君
4番 鈴木 裕美 君	5番 鴻池 智子 君
6番 齊藤 昇一 君	7番 黒沼 俊幸 君
9番 松下 哲也 君	10番 渡邊 定之 君
11番 類瀬 光信 君	12番 菊地 誠道 君

○欠席議員（2名）

3番 本多 耕平 君
8番 長尾 式宮 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤 吉彦 君
副 町 長	牛崎 康人 君
総務課 長	長野 大介 君
企画財政課 長	齊藤 正行 君
町民課 長	三船 英之 君
教 育 長	青木 悟 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤 和伸 君
議事係 長	熊谷 翔太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和8年標茶町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員10名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

5番・鴻池君、 6番・齊藤君、 7番・黒沼君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第1回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてですが、1月23日に召集された通常国会で衆議院が解散されたため、衆議院議員総選挙の執行経費について、高市総理が解散を表明された1月19日付けで専決処分を行いました。令和7年度一般会計補正予算についてご報

告申し上げ、その承認をいただくとともに、地域福祉を担う中核として様々な活動を行っている社会福祉法人標茶町社会福祉協議会から職員派遣要請があり、それに応えるために、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」で規定される所要事項を定めるために新たに条例を制定する必要性が生じたため、また、そのご審議をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。令和7年第3回臨時会後から昨日までの一般行政事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

1点目は、標茶駐在所と磯分内駐在所の統廃合につきまして、北海道釧路方面弟子屈警察署を通じて、北海道警察本部より正式に通知がありましたので、その内容をご報告いたします。

統廃合の内容につきましては、昨年11月5日に議員の皆様にも説明がありましたが、北海道警察本部においては、磯分内駐在所については建物の耐用年数の基準を超過していること、標茶エリアが24時間体制での対応が取れていないという課題解決のため、磯分内駐在所を廃止したうえで、標茶駐在所を交番化し、人員を集約し、機材を強化しながら24時間体制を確保するとの内容でした。

また、地域への説明については、磯分内連合振興会、虹別連合振興会、弥栄振興会、栄振興会、磯分内地域住民、弟子屈警察署協議会へ、11月から12月にかけて、計8回実施し、おおむねご理解いただいたと考えているところでした。

具体的には、令和8年4月1日より標茶駐在所を交番化し、資機材を充実させるとともに、現在の3名体制から4名体制にすることで3交代制を実現し、夜間パトロールの強化、通報を受けてから現場到着までのレスポンスタイムの短縮が図れる。また、磯分内駐在所については、取り壊して更地にすること。これまで磯分内駐在所が管轄していた磯分内地区及び虹別地区には、警察官が立ち寄る場所を多く選定することとしていると報告を受けたところです。

町としましては、この度の統廃合につきましては、北海道警察が地域の治安情勢や夜間緊急事態への迅速な対応、職員配置の最適化などの様々な要素を総合的に判断し、最終的に本町エリアの警察力の強化を決定されたものと認識しております。

地域住民の皆様は安全と安心はまちづくりの根幹であると考えており、町民の皆様がこれまでと変わらず安心して暮らせるよう、北海道警察と協力しながら、地域の安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目は、去る1月19日に特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンと標茶町の間で「災害等緊急時における支援協力に関する協定」を締結しましたので、ご報告いたします。

昨年1月に政府の地震調査委員会は、千島海溝沿いで発生する地震の発生確率が引き上げられたことなど、本町を含む近隣自治体でも防災対策を一層強化する意識が高まっています。このような状況の中で、国際人道支援や各地の災害支援事業を幅広く展開している特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンと白糠町が昨年7月に協定を結んだことをきっかけに、釧路管内の全ての町村と、この度、災害等緊急時における支援協力に関する協定を締結する運びとなったものであります。

今回の協定では、大規模災害が発生した時には、同法人が運用する航空機やヘリコプターなどによる被害状況の情報収集のほか、避難所運営支援、人員・救援物資等の輸送などを行うという内容となっております。

今後は同法人と管内の町村とともに防災訓練などを重ね、住民の安心・安全の確保に一層取り組んでまいります。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第1号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分であります。

内容につきましては、衆議院議員総選挙に要する経費の補正であります。

補正額は歳入歳出それぞれ1,582万3,000円を追加し、総額を134億3,716万3,000円とするものでございます。

なお、本件は1月19日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほど、お願い申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

令和7年度一般会計補正予算（第5号）は、別紙の定めるところによる。
上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するというものです。
専決処分日は令和8年1月19日です。

以下、別冊の令和7年度標茶町一般会計補正予算書、1ページをお開き願います。

令和7年度標茶町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,582万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億3,716万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、報告第1号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎議案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第1号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、公益的法人等への標茶町職員の派遣等に関する条例の新規制定であります。

地域福祉を担う中核として様々な活動を行っている社会福祉法人標茶町社会福祉協議会から職員の派遣要請があったため、それに応えるために「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」で規定される所要事項を定め、新たに条例を制定して対応してまいりたいというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。また、議案資料としまして議案説明資料の1ページから、公益的法人等への標茶町職員の派遣等に関する規則（案）を添付させていただいておりますのであわせてご覧ください。

なお、条文につきましては、読み上げを省略し、簡単な内容の説明とさせていただきます。

議案第1号

公益的法人等への標茶町職員の派遣等に関する条例の制定について

公益的法人等への標茶町職員の派遣等に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

公益的法人等への標茶町職員の派遣等に関する条例

第1条につきましては、本条例の趣旨を定めるものです。

第2条につきましては、派遣先の団体について定めるものです。

第2条第2項では、派遣することができない職員について定めるものであり、ここに定められた職員以外を派遣することになります。

第2条第3項では派遣先と本町において派遣にあたって、法律で定めている事項以外であらかじめ取り決めをするべき事項について定めるものです。

第3条につきましては、派遣した職員を派遣先から職務に復帰させなければならない場合について定めるものです。

第4条につきましては、派遣職員の給与について定めるものです。

第5条につきましては、派遣職員が派遣先で休職の発令となったまま、復帰した場合の職員の給与の取り扱いについて定めるものです。

第6条につきましては、派遣した職員の復帰時における処遇について、他の職員と権衡上必要な場合には調整することができることを定めるものです。

第7条につきましては、派遣した職員及び復帰職員についての報告事項について定める

ものです。

第8条につきましては、法第10条第1項に規定する条例で定める「特定法人」について定めるものです。

第9条につきましては、法第10条第1項に規定する条例で定める「職員」について定めるものです。

第10条及び第11条につきましては、法第10条第1項に規定するその他の条例で定める、「退職派遣者」の採用及び分限について定めるものです。

第12条につきましては、法第10条第2項に規定する条例で定める「特定法人の業務に従事するにあたっての合意」事項について定めるものです。

第13条につきましては、法第10条第1項の規定により特定法人に採用された職員が休職した場合の給与の取り扱いについて定めるものです。

第14条につきましては、退職派遣者が職員として採用された場合、他の職員と権衡上必要な場合には調整することができることについて定めるものです。

第15条につきましては、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等の報告について定めるものです。

第16条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

附則第2項及び第3項といたしまして、経過措置について定めるものであります。

以上で、議案第1号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 2点ほど伺っておきたいと思いますが、過去にも例えば社会福祉協議会さんのほうに派遣というか出向で出された経過があったというふうに記憶しておりますが、当時はこの条例はなかったというふうに、だから新規でできたのだと思うのですが、その辺、今になって条例を提案してきた理由を一つお聞かせ願いたいということと、それから条例に書かれておりますけれども、派遣先団体、社会福祉協議会というふうになってはいますが、ここにおいて第2条（2）の条例で「標茶町が出資している団体又は町内に主たる事務所を有する団体」というのは、社会福祉協議会だけではないのかなというふうに思いますが、あくまでも社会福祉協議会だけと限定するのか伺っておきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 最初の条例制定のタイミングと申しますか、それについてお答えをしたいと思います。ご指摘のとおり、過去に社会福祉協議会に職員を派遣した例がありまして、その時点ではこの条例はなかったというのは事実であります。職員の派遣の時に派遣の方法、地方自治法で定める場合ですとか、あるいは社会福祉協議会については研

修派遣ということで議会のご理解をいただきながら進めてきたと記憶をしております。

今回については、説明のとおり法律で公益法人等に限り地方公務員を派遣することができる、それについてはいくつかの条件を町の条例で規定して派遣しなさいという形になっているのですけれども、当時は、過去については研修という形で派遣しているのですが、やはり全国的にはっきり見えない部分と申しますか、グレーな部分があったりとかすることがあってですね、国のほうでも法律を制定してしっかり規定しながら見える形にしていこうということで動いてきております。今回、要請を受けて派遣をする際に過去のとおり研修派遣ということで可能ではあったのかもしれないのですけれども、やはりそういった懸念があって法律が定められたということ踏まえると、しっかり条例を制定して今回はやっていきたいということで新規条例を提案させていただいたところでもあります。

それから2点目の対象になる公益法人等のところなのですけれども、今回の提案に当たって想定しているのは社会福祉協議会ということですが、法で規定されている公益的法人等については、具体的に列挙されておりまして、確か100いくつあるのですが、その中で社会福祉法人も記載されておりまして、あるいはNPO法人であったりとかというふうになっております。

それともう1つ、町が出資するというところで第三セクター等の法人にも派遣することができるというのが法の規定でありまして、その部分について条例で書かれているものをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 標茶町社会福祉協議会のこれまでの歩みを考えると、標茶町から研修という形で現職職員がいていた期間というのは非常に短いと思うのです。退職された方が社会福祉協議会に勤めるということは今もそうですし、続いていると思うのですけれども、現職の職員を今回派遣するための条例整備をしなければならないというか、特別に何かしら課題があってということなのか。一旦、町の派遣とかをやめて内部で生え抜きの職員によって事務局を運営しようということもあったと思うのですけれども、今般、国の法整備は別として、町のほうでも職員に充足していない状況で町職員を、現職をそこに充てるということの何か特別な理由はございますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。議員ご指摘のとおりですね、職員が十分に充足されていない状況下で今回派遣について検討しているところでもあります。それはご指摘、ご心配のとおりだと思います。ただ、趣旨説明でもあったように社会福祉法人、町内の福祉事業、広範にわたって支えてきてもらっているというところで、ここを強化することで、福祉事業が展開されて住民福祉の向上につながるという考えの中で対応していかなければいけないというふうに考えております。対応するための前提として、しっかりと法に基づいた条例整備をしながらやっていこうというところで、議員が懸念されているといいますか、社会福祉協議会の中でもなかなか適当な人材が見つからない状況の中で町のほ

うに応援を求めることはできないだろうかという、そういう要請を受けてですね、そこにこたえるためということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） それでは確認ですけれども、今回この条例を整備することによって、制定することによって、現職の職員を派遣すると考えているということでのいいのでしょうか。それとも、例えば再任用の職員、退職者の職員も含めてということなのでしょう。どちらなのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。ご理解いただきたいのですけれども、現職の職員を派遣することが適切に行えるように今回条例を制定させてもらいたいということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 確認ですが、公益的法人の概念はどのようなものなのか。先ほどNPO法人だとか第三セクターとかという説明があったのですけれども、具体的に標茶町で予想されるものは今後あるのかどうなのかというのが1つと、それから聞きたいことは、今ある社会福祉協議会と町の関係ですが、下部組織ではないと思うのですが、例えば給食宅配事業などはその目的とか内容については、ほぼ一致しているのです。町と社会福祉協議会の関係というのはどういうふうに考えているのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。まず、公益的法人等のところなのですけれども、政令で次に掲げる法人とするという規定がありまして、そこで全部で108つの法人が規定されております。例えばで言いますと、医療法人であるとか、社会福祉法人、商工会、森林組合、特定非営利活動法人などがあります。この先どういう想定をしているのかというところなのですが、それについては今のところはほかのことについては考えておりません。ただ、この先、社会情勢の変化によって、もしかするとそういった要請があるかもしれませんけれども、基本的には、原則的には政令の中で定められている公益法人等に該当するかどうかというのが入口といいますか、判断としてやっていくというところで考えております。

それから、先ほどの質問でもあったのですが、この108つの示されている法人の中に、町が出資している団体又は町内に主たる事務所を有する団体というのも対象になってくるというところでもありますので、これについては今のところ、町が出資する団体というのはいわけではありませんけれども、そこについても、我々が想定しているものではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

（「町と社会福祉協議会との関係」の声あり）

○副町長（牛崎康人君） 社会福祉協議会との関係性というところなのですが、あくまでも独立した法人でありますので、上とか下とかということはもちろんあるわけではないとい

うふうに考えておりますし、ただ、実際予算の中で町が補助金として出している部分が大きなところがありますので、その部分では例えば実施する事業等について、何かあるときには連携を密にしながら、町内の社会福祉向上に向けて取り組んでいただく、そういう持ちつ持たれつの関係だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 今、深見議員と類瀬議員も言っていたことの延長線上なのですが、副町長は、独立した、というところで、社会福祉協議会としての在り方、町の考え方を今後どうされていくのか。そういいますのも、独立はほかの町村でもありますけれども、完全に独立させる気があるのか、それともそうではなくて本当に、言葉が悪いですが、なあなあ関係でこれからすすめていくのか。やはり補助金を出している以上はいろんな問題が出てくると思うのです。その先のことをやはりこういうふうにするべきだという着地点をやはり出していただかないと、ずっとなあなあで補助金を出す、職員を出す、ではあそこの団体は何なのだとする。今、深見議員の言われたとおり、下部組織なのかという話になってくるし、私も評議委員などやっておりますけれども、今回、評議委員の中身も削減したいというのは、なかなか出席者が得られないで会議ができない、成立しない状態が続いているのですよ。ですから、少し余談になりますけれども、町としてあそこの社会福祉協議会を独立させる気があるのか、それとも、標茶町がずっと予算を出し続けているのが良いのか悪いのか、先々のことをやっていかないとその場その場で派遣してますよ、研修で職員ですよ、今回条例をつくりましたよ、そういうことではなくてやはり、町長も現職の時に言われたと思うのですけれども、しっかりと先を見据えた形でのこういう条例というの、改めてやるというの、私はそうだと思います。ですから、はっきりこの社会福祉協議会を将来どうするのかということ、ご意見があれば伺いたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君

○町長（佐藤吉彦君） 今、齊藤議員のほうから将来の社会福祉協議会と町の関係、深見議員にも関連するのだと思うのですけれども、以前から社会福祉協議会は一定程度、社会福祉法人として独立している団体として、やはり自主事業も含めて一定程度自立をしていただきたいと思いますという話を、実はずっとしております。今の事務局長にもそういうこと含めて話しながら、一定程度、理事や評議委員会の在り方等含めて将来見据えた形をやっていただきたいと思いますということも含めて、さらに今の事務局長からの要請があったということ踏まえてそれを視野に入れながら、社会福祉協議会として、今、町内のいろんな福祉活動の要請がありますので、そんなことを担える組織にできれば展望していきたい、というのが実は本音ですので、そんなことを思いながら今回、条例提案したということでご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） すみません、先ほどの答弁を一部訂正させていただきたいと思
います。

政令の中で定められている公益的法人として挙げられている数なのですが、ページのめ
くり方を間違えまして、108ではなくて、113であります。訂正させてもらいたいと思いま
す。

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第1号は、総務経済委員会に付託の上、閉会中継続審査
とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第1号は総務経済委員会に付託の上、閉会中継
続審査とすることに決定いたしました。

◎陳情第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。陳情第1号を議題といたします。

本案については、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、
厚生文教委員会に付託することといたします。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いた
しました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和8年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前10時40分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 鴻 池 智 子

署名議員 6 番 齊 藤 昇 一

署名議員 7 番 黒 沼 俊 幸